

様式第1号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名 印

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

注) 交付申請書に次の算式を明記すること。

補助金交付申請額 = 補助金の所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(円) (円)

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別紙 補助事業計画書のとおり

別 紙

補助事業計画書

1 事業内容

補 助 事 業 名	
補助事業を行う目的・期待される効果	
事業実施内容・方法	
外部委嘱の相手先概要（氏名，職業等）及び委嘱内容	
委託先とその選定理由及び委託内容	
実 施 日 程	（開始予定日） （完了予定日）
実 施 予 定 場 所	

2 補助事業に要する経費

単位：円

収 入		支 出		支出金額のうち 県補助金充当額
経費区分	金 額	経費区分	金 額	
自己資金		謝 金		
県補助金		旅 費		
借入金		庁 費		
その他		委 託 費		
		そ の 他		
計		計		

3 補助事業に要する経費の積算明細書

経費区分	金額	積算の明細
	円	
計		

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)
氏 名

印

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

殿

山梨県知事

印

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった上記の補助金については、中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け、第 号をもって申請のあった令和 年度中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - イ、補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - a 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

b 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 交付要綱の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額を減額する。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和 年 月 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書を知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名 印

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金に係る
補助事業の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を次のとおり変更したいので、中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業内容

変 更 前	変 更 後

(2) 経費の配分

単位：円

経 費 区 分	補 助 事 業 に 要 す る 経 費		補 助 金 申 請 額		備 考
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	

注) 各区分欄については、申請書の記載事項に準じて記載すること。

様式第4号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金
に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を次の理由により中止（廃止）したいので、中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

- 1 理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名 印

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金
に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助
事業について、中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとお
り報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故等の内容及び原因
- 4 事故等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

注) 事故の内容等を立証する書類を添付すること。

様式第6号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名 印

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金
に係る補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助
事業の遂行状況について、中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定
により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 収支の状況

様式第7号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上記補助事業を令和 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 概算払受領年月日 令和 年 月 日
- 3 概算払受領額 円
- 4 補助事業実績報告書 (別紙のとおり)
- 5 添付書類

注) 実績報告書に次の算式を明記すること。

$$\text{補助金交付申請額} = \text{補助金の所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額}$$

(円) (円)

別 紙

補助事業実績報告書

1 事業実績

補助事業名		
補助事業の実績		
外部委嘱の相手先 概要（氏名，職業等） 及び委嘱内容		
委託の 状況	委託先	
	契約日	
	委託期間	自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日
	内 容	
実施場所		
実施期間	開始： 年 月 日、完了： 年 月 日	

注) 補助事業で作成したポスター、チラシ等及び補助事業の実施状況を記録した写真等を添付すること。

2 補助事業に要した経費

単位：円

経費区分		交付決定額	実績額	県補助金充当額	備考
収 入	自己資金				
	県補助金				
	借入金				
	その他				
	計				
支 出	人件費				
	事業費				
	委託費				
	その他				
	計				

3 補助事業に要した経費の積算明細書

経費区分	金額	積算の明細
	円	
計		

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名 印

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記補助金について、中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 精算払請求額 円

2 内 訳

単位：円

補助金 確定額①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回請求額 ④	備 考

3 支払先

口座振替	振替先金融機関名	
	預貯金の種別・口座番号	当座 ・ 普通 No.
	フリガナ	
	口座名義	
	住 所	

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名 印

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記補助金について、中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付要綱第14条第3項の規定により、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

単位：円

補助金交付 決定額①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	今 回 概 算 請 求 額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払先

口座振替	振替先金融機関名	
	預貯金の種別・口座番号	当座 ・ 普通 No.
	フリガナ	
	口座名義	
	住 所	

様式第9号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中東地域との宝飾分野交流事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、次のとおり報告
します。

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（ 3 - 2 ） | 円 |

注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。